

毎週火、金曜日発行（但し、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 計量器定期検査の実施
電信電話地図測量の実施
土地改良事業計画の縦覧
建設業者の変更登録
肥料検査結果の公表
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程を廃止する規則
- ◇公告 昭和二十九年度行政書士試験の合格者
鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の当選人
昭和二十九年年度限付職員措置試験の実施
昭和二十九年年度生活改良普及員資格試験合格者
食糧事務所管轄区域の町村名称変更
- ◇雑報 昭和二十九年十月十九日鳥取県規則第五十六号中訂正
- ◇正誤 昭和二十九年十月二十二日附公告中訂正

告示

鳥取県告示第五百三十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、鳥取市及び米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査月日	検査区域	検査場所
------	------	------

十一月一日	米子市のうち、啓成、明道、就將及び義方小学校の校区	啓成小学校
-------	---------------------------	-------

二日		
三日		

五日		明道
六日		
八日		

九日		就將
十日		

十一日		米子市営魚市場
十二日		

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

検査月日 検査区域 検査場所

十一月十五日	鳥取市のうち、久松、風醇、遷喬、修立、日	東高等学校
十六日	露明、徳富、桑及、び、賀	修立小学校
十七日	稲葉山、立川、三、四、の	遷喬
十八日	うち、連隊、前、緑、町	醇風
十九日	一、二、区、旭、町、美、保、小	鳥取市設魚市場
二十日	学校の校区のうち富安	
二十四日		富桑小学校
二十五日		明徳
二十六日		日進
二十七日		鳥取市役所賀露支所
二十九日		賀露漁業協同組合
三十日		

検査時間は午前九時から午後四時までとする。

鳥取県告示第五百三十六号

次のとおり電信電話地図作成に伴う測量を実施する旨中

国電気通信局長から通知を受けた。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 測量地域 米子市及び西伯郡成実村
- 一 測量期間 自昭和二十九年十月下旬至同 年十一月上旬

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、神奈川村洲河崎土地改良区及び淀江町西原土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十月三十日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

西伯郡淀江町役場

日野郡江府町

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

登録番号

鳥取県知事登録 (は) 第八九号

登録年月日

昭和二十八年 十月十九日

商号又は名称

釜 田 組

主たる営業所の所在地

(旧) 鳥取市北本寺町五 (新) 鹿野町一四

申請者氏名

釜 田 定 幸

鳥取県告示第五百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき昭和二十九年七月及び八月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

肥料の種類 保証票添付者

(七月分)

硫酸アンモニア 住友化学工業株式会社

硝酸アンモニア

検査内不台 点数 格点数

一 〇 二 〇

過燐酸石灰	住友商事株式会社	一	〇
塩化加里	清和商会	三	〇
普通配合肥料	片倉肥料株式会社	三	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社	三	〇
炭酸カルシウム	日産化学工業株式会社	三	〇
(八月分)	足立石灰礦業株式会社	一	〇
硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	一	〇
尿素	石原産業株式会社	一	〇
過燐酸石灰	清和商会	一	〇
普通配合肥料	足立石灰礦業株式会社	一	〇
炭酸カルシウム	石原産業株式会社	一	〇
化成肥料		三	〇

教育委員会規則

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程を廃止する規則

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程（昭和二十七年六月鳥取県教育委員会規則第九号）は廃止する。

附則

この規則は公布の日から施行する。

公 告

昭和二十九年十月十一日施行の鳥取県行政書士試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十九年十月二十九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
安達 幹男 北山 平吾 小西 正夫

昭和二十九年十月十八日、十九日執行の鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の当選人を次のとおり定めたので、鳥取県市町村職員共済組合設立委員の定数及び選挙の方法に関する規則第十条の規定により公告する。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理人

一 市町村長

氏 名	所属市町村名
入江 昶	鳥取市
早川 忠篤	倉吉市
野坂 寛治	米子市
桑原 英雄	宇倍野村
古井 万壽治	那家町

二 市町村職員

原田 悦壽	日置村
坂出 雅己	三朝町
林 原 正二	春日村
松原 一男	溝口町
尾方 英一	鳥取市
山林 芳己	倉吉市
東 中 勳	米子市
山本 傳藏	岩美町
木島 壽郎	若桜町
中原 義孝	瑞穂村
森 進	赤碓町
徳永 鉄雄	大山村
柴田 彰	日野那町村会事務局

昭和二十九年度期限付職員措置試験（二級、三級職）について次のように公告する。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県人事委員会

昭和二十九年定期限付職員(二級、三級職)

措置試験

試験の対象となる職

そのつ、度指図を受け又は予め定まつた順序に従つて、最も單純で定型的な書記的事務又は専門技術の補助を

1 学歴、勤務年

学歴	勤務(含経験)年数	
	二級	三級
高卒	四、〇年未滿	四、〇年以上
小卒	三、〇年未滿	六、〇年未滿
実業補習学校卒	三、〇年未滿	三、〇年以上
新制中学校卒	二、〇年未滿	五、〇年未滿
青年学校本科卒	二、〇年未滿	二、〇年以上
四年制中学校卒	二、〇年未滿	四、〇年未滿
五年制中学校卒	二、〇年未滿	三、〇年未滿
新制高等学校卒	二、〇年未滿	二、〇年未滿
人事委員会の採用試験二級職の合格者		

上の勤務年の算定は、昭和二十九年十一月一日現在において次に掲げる割合によつて算定されたものとする。

正規の在学期間	一〇割	会社、組合勤務期間	六、八割
官公庁勤務期間	一〇割	連合軍労働者勤務期間	五割
国、地方公共団体の行政委員会勤務期間	一〇割	特殊技術期間	一〇割
公共企業体勤務期間	八、二〇割	兵役 応召期間	一〇割
営団、公団勤務期間	八割	その他の期間	四割
市町村勤務期間	八割	家庭、その他の期間	二、五割
教員、警察職員勤務期間	八割		

命ぜられた範囲内で行う職務で、若干の実習見習又は技術の修得を必要とするが、その職務を行うに當つて自ら新たな判断を下す必要のない職。

二 受験できる者
現に本県の期限付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。

- 2 年令 制限いたしません。
- 3 性別 男女の別を問いません。
- 三 試験の区分及び方法

- 1 第一次試験
 - イ 教養試験 公務員として必要な一般能力及び教養について択一法による筆記試験を行います。
 - ロ 適性試験 公務員として職務遂行上必要な適性について択一法による速度検査を筆記試験で行います。

- ハ 勤務評定 勤務成績について行います。
- 2 第二次試験第二次試験は第一次試験の合格者について行います。
 - イ 口頭試問 主として人物についての面接による試験を行います。
 - ロ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて行います。
 - 3 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います。

四 試験の日時、場所及び発表

	日	時	場	所	発	表
第一次試験	昭和二十九年十一月十四日(日)	午前八時三十分から	鳥取市東町 鳥取西高等学校 第二校舎	鳥取市東町 鳥取西高等学校 第二校舎	昭和二十九年十一月下旬鳥取県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。	
第二次試験	昭和二十九年十一月下旬に行いますが、日時は本人に通知します。		本人に通知します。		昭和二十九年十二月上旬鳥取県公報に掲載し、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。	

五 合格から定数内職員への任用の経路

合格者は人事委員会から各任命権者に送付され、欠員のある場合任命権者によつて定数内職員に任用されます。

六 受験手続

○申込書請求先 鳥取市東町県庁内

鳥取県人事委員会事務局

申込書を郵便で請求する場合には、十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

○申込先及び申込手続

1 申込用紙に必要な事項を記入して当人事委員会事務局に提出のうえ受験票を受領して下さい。

2 申込書を郵送する場合には、封筒の表に「措置申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

3 受領した受験票には最近六月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向のもの)をはりつけ、試験当日持参して下さい。

○受付期間

昭和二十九年十月二十九日(金)から同年十一月六日(土)まで(但し勤務時間内)とし、郵送の場合には十一月六日午後五時までの着信に限り受付けません。

昭和二十九年(臨時)生活改良普及員資格試験に合格したものは次のとおりである。

昭和二十九年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

上山 織衣 厨子 辰子 古木真美子
石田佐世子 景森 昭葉 一条百合子
久留馬登美子 会見千代子 以上 八人

雑 報

昭和二十九年十月二十九日

鳥取食糧事務所長 布野長良

町村合併に伴う出張所管轄区域の町村名称

変更について

当所郡家支所智頭出張所管内の町村合併に伴い次のとおり町村の名称を変更した。

一 名称変更及び合併年月日

昭和二十九年七月一日

二 名称変更町村名

山郷村を廃し智頭町に編入

三 出張所の所在地、名称、管轄区域 変更なし

正 誤

昭和二十九年十月十九日鳥取県規則第五十六号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正
一五 上 一〇 手正 改正
" " 一七 政 改

一六 " 一一 関す設備 関する設備

一七 " 六 理由 事由

" " 七 検査 施行

" " 下 一〇 休止 休止

一八 九 蠟量 蠟量

昭和二十九年十月二十二日附公告中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

三 下 一七 里田千鶴子 黒田千鶴子

四 上 一 原 壽子 原 壽々子

" " 三 竹森満洲子 竹森満洲子

" " 五 福求 小露 福永 小露

" " 六 九藤 盈子 加藤 盈子

" " 一一 高崎 惇子 高橋 惇子

" " 一五 椿 善子 椿 喜子

" " 一八 本池美登理 本池美登里

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

購讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
 鳥 取 取 取
 所 縣 縣 縣
 鳥 鳥 鳥
 取 取 取
 市 市 市
 取 東 東
 縣 町 町
 取
 印
 刷
 所 縣